平成２２年（フ）第１５７号
香川県高松市屋島西町685番地10
債務者　橋本真須美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０３号
香川県高松市中山町581番地24
債務者　金崎　善文
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０４号
香川県高松市中山町581番地24
債務者　金崎　千早
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１４号
香川県高松市香川町浅野1544番地５
債務者　樽石　　登
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２６号
香川県高松市円座町226番地
債務者　蓮池　昭二
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７３号
香川県高松市六条町1360番地５
債務者　竹内　尚子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７７号
香川県高松市飯田町1035番地１市営住宅飯田町団地１棟４号
債務者　中村　修二
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５１号
香川県三豊市詫間町松崎225番地４
債務者　松永　房代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第５２号
香川県観音寺市有明町７番６号
債務者　横山　訓寛
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第５６号
香川県三豊市山本町財田西556番地
債務者　西山　直樹
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１６９６号
愛知県知多郡阿久比町大字阿久比字松畑１番地　プランドール天真Ｂ棟102号
債務者　近藤　訓弘
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０３号
名古屋市中区松原１丁目７番13号　喜久美荘２階ぬ号
債務者　成田　隆之
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９３号
名古屋市中区丸の内３丁目５番４号　日商岩井丸の内ハイツ905号
債務者　田中真有美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００２号
名古屋市南区豊田１―18―７　クレフラスト道徳駅前105、住民票上の住所名古屋市南区氷室町19番６―408号　氷室荘
債務者　大滝　武志
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７１号
愛知県日進市岩崎町岩根208番地１
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８５号
名古屋市東区代官町34番18号　プロビデンス泉玉401号、住民票上の住所愛知県豊橋市井原町26番地１　Ｂ―105
債務者　原　　有希
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１２号
名古屋市港区当知４丁目2220番地　ライジングハイツⅡ201号
債務者　小林　徳実
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部